

言渡	平成21年7月9日
交付	平成21年7月9日
裁判所書記官	

平成20年(受)第2038号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成20年(ネ)第809号債務不存在確認及び不当利得返還等請求事件について、同裁判所が平成20年9月11日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 原判決を破棄する。
第1審判決中、不当利得返還請求に関する部分を次のとおり変更する。
被上告人は、上告人に対し、980万5478円及びうち827万2450円に対する平成18年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟の総費用はこれを10分し、その1を上告人の、その余を被上告人の各負担とする。

理 由

上告代理人佐藤大志、同丸山幸司の上告受理申立て理由(ただし、排除されたものを除く。)について

1 本件は、上告人が、被上告人に対し、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、その支払を求める事案である。被上告人は、上記不当利得返還請求権の一部については、過払金の発生時から10年が経過し、消滅時効が完成したと主張してこれを争っている。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 上告人は、昭和54年7月27日までに、被上告人との間で、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結していた。

上告人と被上告人は、同日から平成18年1月13日までの間、本件基本契約に基づき、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書（控訴審）」記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った。

(3) 本件取引における弁済は、各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであり、本件基本契約は、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合

意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。

(4) 過払金充当合意に基づき、本件取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当した結果は、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書（控訴審）」記載のとおりであり、過払金元本は827万2450円、平成18年1月13日までに発生した民法704条所定の利息は153万3028円である。

(5) 上告人は、平成18年9月20日に本件訴えを提起した。

被上告人は、平成8年9月19日以前の弁済によって発生した過払金に係る不当利得返還請求権については、過払金の発生時から10年が経過し、消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。

3 原審は、前記事実関係の下において、次のとおり判断して、上告人の請求を379万9313円及びうち348万4000円に対する平成18年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容すべきものとした。

金銭消費貸借取引において生ずる過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）は、個々の弁済ごとに個別に発生し、発生時から過払金返還請求権の行使を妨げる法律上の障害はないから、消滅時効は、過払金の発生時から進行する。本件取引について、平成8年9月20日より前に発生した過払金返還請求権は、時効により消滅した。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同

取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁，最高裁平成20年（受）第543号同21年3月3日第三小法廷判決・裁判所時報1479号1頁，最高裁平成20年（受）第1170号同21年3月6日第二小法廷判決・裁判所時報1479号3頁参照）。

前記事実関係によれば，本件基本契約は過払金充当合意を含むものであり，本件において上記特段の事情があったことはいかなるわけでもないから，本件取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は，本件取引が終了した時点から進行するというべきである。そして，前記事実関係によれば，本件取引がされていたのは昭和54年7月27日から平成18年1月13日までであったというのであるから，消滅時効期間が経過する前に本件訴えが提起されたことは明らかであり，本件において過払金返還請求権の消滅時効は完成していない。これと異なる原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は，上記の趣旨をいうものとして理由がある。

そして，前記事実関係によれば，本件取引により発生した過払金元本は827万2450円，平成18年1月13日までに発生した民法704条所定の利息は153万3028円の合計980万5478円である。

5 そうすると，上告人の請求は，980万5478円及びうち827万2450円に対する平成18年1月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるから，上告人の控訴を棄却した原判決を破棄し，第1審判決中，上告人の不当利得返還請求に関する部分を主文のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	宮	川	光	治
裁判官	甲斐	中	辰	夫
裁判官	涌	井	紀	夫
裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	築	誠	志

当事者目録

水戸市

上告人

同訴訟代理人弁護士

佐藤大志
丸山幸司
瀧康暢
茆原洋子
茆原正道
谷萩陽一
安江祐男
五來則男
戸田慶吾
秋田智佳子
新里宏二
牧野聡
及川智志
椛島敏雅
村上晃

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被上告人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

アコム株式会社
木下盛好
若槻哲太郎



これは正本である。

この正本は、理由書について契印を省略している。

平成21年7月9日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 富澤義

